

「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業業務委託仕様書

1 委託業務名

「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業業務（以下「本業務」という。）

2 背景・目的

本県は就職等を契機とした女性の転出超過の状況が続き、その影響は婚姻率や出生率にも及ぶことから、令和6年3月に「女性に魅力ある雇用・産業創出等に向けた事業戦略（以下、事業戦略という。）」を策定し、女性の転出超過改善や本県産業の振興に向けた取組を進めていくこととした。

本県は、自動車・航空宇宙・医療福祉機器などを中心に多様な製造業が集積する「ものづくり県」として発展してきたところであるが、事業戦略の策定に当たって実施した「女性の仕事や働き方に対する考え方・ニーズに関する調査」から、製造業は、都内在住の女性においても就業の希望が高い業界の一つであり、とりわけ本県の女性は製造業で働く希望が高い傾向があることがわかった。

また、製造業における女性の希望が高い業務内容として、営業、企画・マーケティング、組立、加工、研究開発、検査・検品等が見受けられた一方で、現状は、事務的な業務への従事が多い状況であるなど、実態と希望との間に乖離があることも明らかになった。

このため、本県が強みを有する製造業において、女性が働きたいと思える魅力ある仕事を提供できる企業の創出・拡大を図っていくため、事務以外に女性が活躍できる業務領域を見出す企業を支援するモデル事業に取り組むものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和8（2026）年3月19日（木）まで

4 委託業務の内容

受託者は、本県の立場に立ち、以下の項目を誠実に履行するとともに、本業務全体を主体的に遂行すること。

（１） 「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業（以下、モデル事業という。）の企画

① 対象

モデル事業の対象は、次のいずれの要件も満たす者とする。

a 製造業を営む県内中小企業

b モデル事業の結果発表など、他企業への成果普及に協力可能であること

※製造業とは、「統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）」に定める日本標準産

業分類において、製造業に分類される産業をいう。

※「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める企業で、県内に事業所を有するものとする。ただし、みなし大企業は除く。

※「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占める

② 支援企業数

モデル事業で支援する企業（以下、モデル企業という。）の数は、効率的・効果的な事業運営を行うことが可能な数を設定すること。ただし、下限は 3 社とする。

なお、あらかじめ設定した数を上回る申込みがあった場合は、県と受託者の協議により決定する。

③ モデル企業における女性の業務領域拡大に向けた支援の企画

モデル企業で実施している業務内容（例：営業、企画・マーケティング、組立、加工、研究開発、検査・検品等）について、現地調査や経営者等へのヒアリングのほか、他の類似業務を行っている企業の状況等の分析などを通じて、本来、女性が担うことができるにもかかわらず配置が進んでいない業務や、作業方法を工夫することで女性が担うことができる業務などの仕分けを行うなど、事務以外の業務領域での女性の活躍拡大へとつながるコンサルティング等の支援を企画すること。

なお、企画に当たっては、以下の点を考慮すること。

- ・女性の業務領域の拡大が、企業の経営戦略としても重要であることへの理解を促進するほか、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭を図る工夫を行うなど、モデル企業の経営者や従業員の意識変革を促す工夫も盛り込むこと。
- ・支援の成果が具体的な女性人材の確保へとつながるよう、新たに見出した業務の魅力を、確保したい女性人材層に伝えるための工夫について、ロールモデルとなる人材の活用や求人情報サイト等での P R の方法なども含め、モデル企業と緊密に連携を図りながら検討すること。

④ 企業の成果の普及拡大に向けたセミナー（以下、セミナーという。）の企画

4（1）③で取り組んだモデル企業の取組成果について、製造業の現場における女性の業務領域拡大に係る基調講演及びモデル企業の経営者、担当者等が行う発表などをプログラム構成とするセミナーを企画すること。

なお、想定する開催時期等は下記のとおりであるが、基調講演の登壇者等、県と事前に調整を要する内容については、詳細を県と協議の上、決定すること。

- ・開催時期：令和 8（2026）年 2 月頃
- ・会場：宇都宮市内の会議室等

⑤ 広報の企画

モデル事業の実施にあたり、モデル企業の募集やセミナー参加者募集のための効果的な広報を企画すること。

その際、ウェブサイトの構築等を行う場合には、別添「公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的事項」を遵守することを基本とするが、より費用対効果が高い、高度なセキュリティ対策が可能などと考えられる場合は、その提案も可能とし、最終的に県と協議の上、決定するものとする。

なお、チラシを作成する場合は、配布先や必要部数等について、あらかじめ県と協議するとともに、広報物は県が校了の判断を行うまで対応し、印刷物と併せて電子データを提供すること。

（2） モデル事業に係る広報等の実施

4（1）に基づき、モデル企業を募集・決定の後、モデル事業を実施し、企画した支援やセミナー、広報を実施すること。また、適宜、活動報告の作成や写真の撮影など、実績報告書及び業務完了報告書の作成に必要な記録を行うこと。

（3） 実施効果の測定・分析

① セミナー参加者へのアンケートの実施

セミナー参加者に対するアンケートを実施すること。

② セミナー終了後のモデル企業へのヒアリングの実施

セミナー終了後、モデル企業にヒアリングを実施し、支援内容に関する感想等を聴取すること。

③ アンケート、ヒアリング結果の報告及び業務の改善提案

（3）①及び②のとりまとめ結果を県に報告するとともに、当該結果を踏まえ、次年度以降の本業務の実施に向けた改善提案を行うこと。

5 スケジュール

本業務の実施に係るスケジュールを策定すること。詳細は甲と協議によって決定する。
なお、想定するスケジュールは下記のとおり。

＜想定する主な業務内容及びスケジュール＞

主な業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企画調整・事業準備												
モデル企業募集												
モデル企業決定、支援準備												
支援実施												
セミナー												
実施効果分析												

6 実績報告書及び業務完了報告書の提出

(1) 実績報告書

受託者は、毎月、前月分までの活動状況を県に報告すること。(報告書の様式は任意)

(2) 業務完了報告書

受託者は、本業務完了後に、本業務の実施内容を記載した業務完了報告書を県に提出すること。

①納入期限

令和8（2026）年3月19日（木）

②記載事項

受託者は、記載事項については、事前に県と協議し承認を受けること。

③納入形態

紙及び電子媒体で提出すること。(電子媒体についてはウイルスチェックを行い、安全であることを確認すること。)

ア 紙

A4縦版・横書き・左綴じ 2部

イ 電子媒体

電子データ一式をCD-R、DVD-R等に記録して提出

7 留意事項

(1) 業務責任者等の通知

委託契約後、受託者は業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、県に書面で提出するものとする。

(2) 成果品に関する権利

事業の成果は県に帰属する。また、本業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合には、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

(3) 第三者への委託

受託者は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、本業務の一部をあらかじめ県の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

(4) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払とする。

(5) 機密保持及び個人情報の保護

本業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。個人情報の取り扱いについては、別途県が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

(6) 証拠書類等の補完

本業務は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査院の实地検査等の対象となることから、会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。また、県の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

(7) その他

- ・受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- ・受託者は、本業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- ・本業務に係る全ての経費は契約額に含むこととし、本仕様書において特別、県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。また、本仕様書に定めのない事項であっても県が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項その他の本業務の進め方等について調整や疑義が生じた場合は、その都度、県と十分な協議をした上で実施するものとする。